

## JICA 環境社会配慮ガイドライン第 1 次案へのコメント

JACSES 石田

「JICA 環境社会配慮ガイドライン改定委員会の提言（以下、提言）」に対し、基準の緩和および詳細な説明の省略がなされている。提言に基づきこれらが改善された第 2 次案を作成することを要望する。

詳細コメント：

- ・（I. 1.1 理念）「環境と開発に関するリオ宣言」の引用について、環境影響評価に関する記述のみに留められている。提言に記述した通り、同宣言より環境と社会の双方に関わる開発の理念について記述すべきである。
- ・（I. 1.1 理念）提言に記述した通り、世界人権宣言についても記述すべきである。
- ・（I. 1.3 定義）提言で記述した「意思決定」が含まれておらず、含めるべきである。
- ・（I. 1.5 対象とする協力事業）「ただし、緊急を要する場合は、本ガイドラインの趣旨を踏まえ適切に対応する」に関し、提言にはこのような記述は含まれておらず、ガイドラインにも含めるべきではない。「緊急を要する場合」とはどのような場合であるのかフォローアップ委員会で説明を行うべきである。
- ・（I. 1.7 情報公開）「説明責任の確保および多様なステークホルダーの参加と対話を確保するため」および「事業本体の情報を含めた情報公開を、相手国政府の下、積極的に行う。」という文言を含めるべきである。
- ・（I. 1.7 情報公開）提言「II.1.(2) 現地環境影響評価文書の公開」に関する記述が見られない。これについて含めるべきである。
- ・（I. 1.13 配慮事項）社会的・制度的条件の記述に関し、提言「3.4 環境配慮に当たり勘案すべき事項」で記述した通り、「援助案件自体が、紛争の助長などの問題を引き

起こすおそれがあるかどうかについて、環境社会配慮ガイドラインで可能な配慮を行う」という記述を含めるべきである。

- ・（I. 1.4 JICA の責務）提言「2.（1）環境社会配慮の責任主体」で記述した、「JICA が「相手国政府が行う環境社会配慮を支援・確認する」ことを JICA の責務として明記するべきである。
- ・（I. 1.15 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保）提言「6.環境社会配慮ガイドラインの適切な実施・遵守の確保」で記述した通り、ガイドラインの周知徹底および JICA の実施体制の整備等も含めるべきである。
- ・（II.2.1.1 事前調査段階）提言の「現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取り、情報公開を行った上でステークホルダーとの協議を行い」という文言が含まれていないが、含めるべきである。
- ・（II.2.4.1 連携D/D）「詳細設計調査中に判明した新たな環境社会影響については、軽微なものであれば相手国政府やステークホルダーなどと協議して、適切な対応を検討する」という記述はこの箇所において提言には含まれておらず、含めるべきでない。
- ・（II.2.1 要請確認段階）「外務省の了解を得た上で情報公開し」という文言は提言には含まれておらず、含めるべきではない。